

建築物空気環境測定業の登録を受ける方へ

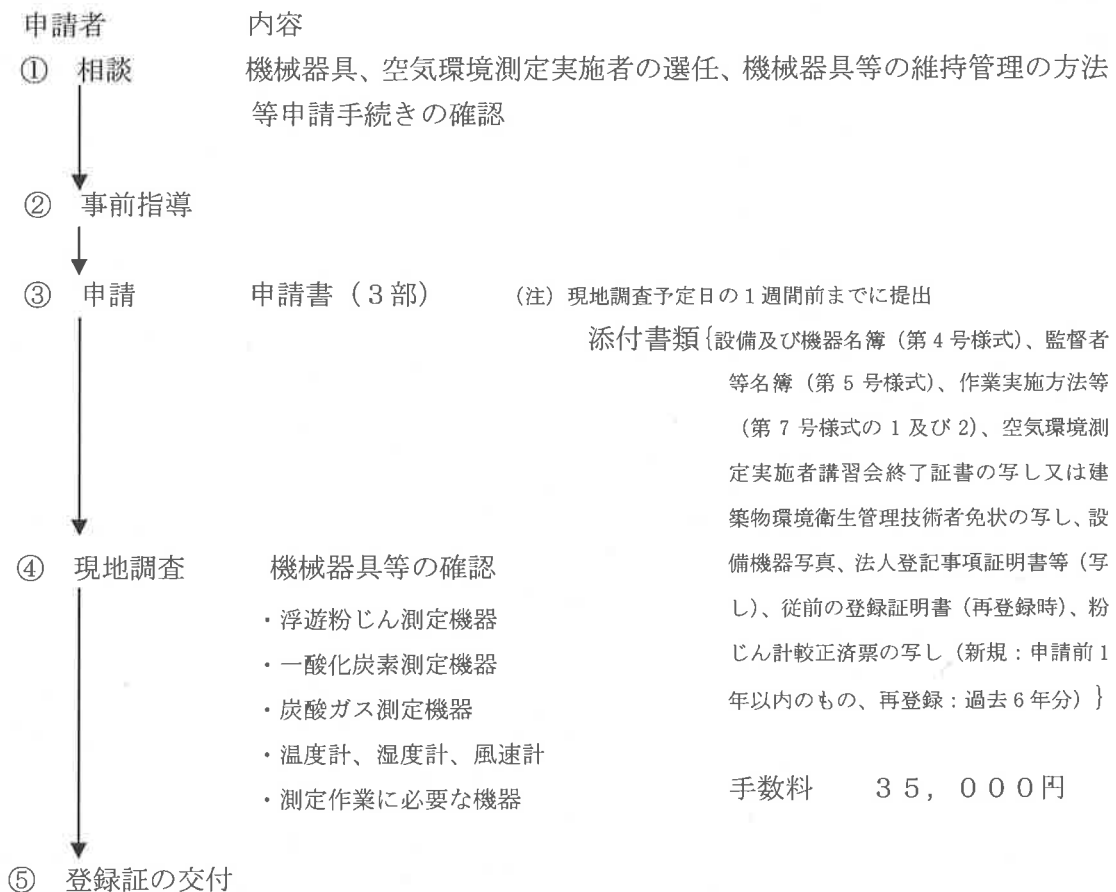
建築物空気環境測定業とは：建築物における空気環境（浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流）の測定を行う事業

- 登録を受けようとする方は、営業所（事業活動の根拠地かつ契約を締結する場所、単なる作業員控室等を除く）ごとに営業所の所在地を管轄する保健所にて下記手続きを行ってください。

なお、営業者が登録を受けない場合は、業務が制限されることはありませんが、登録業者又はこれに類似する表示を行うことができません。

登録の有効期間は6年であり、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録（再登録）を受けなければなりません。

登録までのフロー図



※申請書記載上の注意事項

- 申請書（第3号様式）の「住所」、「氏名又は名称」の下欄に代表者の住所及び氏名を記載してください。
- 作業実施方法等（第7号様式）には、以下の内容を記載してください。

（告示第117号参照）

- ① 空気環境の測定方法
- ② 測定器の点検、校正等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- ③ 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

※登録後の注意事項

- 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者として登録を受けることはできません。また、同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けよう

とする場合、同一の機械器具又は同一の監督者等で登録を受けることはできません。

- 登録業者は、変更又は廃止があったときは、30日以内に届出をしてください。
- 変更の届出が必要な事項
 - ①氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名、営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
 - ②登録基準に係る主要な機械器具その他の設備：変更後の機械器具の概要を記載した書面。
 - ③監督者等：変更後の監督者等の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類
 - ④作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法：変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

○清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準(平成14年3月26日)
(厚生労働省告示第117号)

第二 規則第26条第3号に規定する厚生労働大臣が別に定める基準は、同号に規定する方法が次のいずれにも該当することとする。

- 一 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。
- 二 空気環境の測定の結果を五年間保存すること。
- 三 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。
- 四 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が1及び3に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。
- 五 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則

(昭和四十六年一月二十一日厚生省令第二号) 最終改正：平成二六年二月二八日厚生労働省令第一五号

(空気環境の測定方法)

第3条の2 令第2条第1号ハの規定による測定の方法は、次の各号の定めるところによる。

- 1 当該特定建築物の通常の使用時間中に、各階ごとに、居室の中央部の床上75cm以上150cm以下の位置において、次の表の各号の上欄に掲げる事項について当該各号の下欄に掲げる測定器(次の表の第2号から第6号までの下欄に掲げる測定器についてはこれと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)を用いて行うこと。

浮遊粉じんの量：ラスファイバーろ紙(0.3マイクロメートルのステアリン酸粒子を99.9%以上捕集する性能を有するものに限る。)を装着して相対沈降径がおおむね10 μ m以下の浮遊粉じんを重量法により測定する機器又は厚生労働大臣の登録を受けた者により当該機器を標準として較正された機器

一酸化炭素の含有率：知管方式による一酸化炭素検定器

二酸化炭素の含有率：知管方式による二酸化炭素検定器

温度：0.5度目盛の温度計

相対湿度：0.5度目盛の乾湿球湿度計

気流：0.2m毎秒以上の気流を測定することができる風速計

ホルムアルデヒドの量：2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集—高速液体クロマトグラフ法により測定する機器、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定する機器又は厚生労働大臣が別に指定する測定器